

## 本日の会議に付した事件

令和4年第2回山元町議会臨時会

令和4年5月23日（木）午前10時

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 提出議案の説明
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度山元町一般会計補正予算・専決第4号）
- 日程第10 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度山元町一般会計補正予算・専決第5号）
- 日程第11 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）
- 日程第12 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度山元町一般会計補正予算・専決第2号）
- 日程第13 議案第23号 令和4年度 漁機請1号 磯浜漁港東防波堤・一2.0m物揚場補修工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第24号 令和2年度（繰） 社総交（復興） 請9号 頭無西牛橋線舗装工事請負契約の変更について
- 日程第15 議案第25号 令和3年度（繰） 交通安全補助請1号 大平牛橋線舗装工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第26号 令和4年度山元町一般会計補正予算（第1号）

---

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから令和4年第2回山元町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

建設課長千葉佳和君から、本臨時会を欠席する旨の届出があり、代わりに担当班長が代理で説明員として出席しますので、ご了解を賜りたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

[議事日程は別添のとおり]

---

議長（岩佐哲也君）次に、去る4月24日行われました山元町議会議員補欠選挙におかれまして  
当選されました品堀栄洋君を、山元町議会先例30番によりご紹介申し上げます。

なお、ご本人からの挨拶については、課長が全員そろった次の定例会において改めてご  
挨拶いただくことにしたいと思います。

---

議長（岩佐哲也君）議席の指定を行います。

今回当選されました品堀栄洋君の議席は、山元町議会会議規則第3条第2項の規定に  
より、議席番号2番を指定します。

---

議長（岩佐哲也君）次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、7番竹内和彦君、  
8番遠藤龍之君を指名します。

---

議長（岩佐哲也君）日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議長諸報告を行います。

会期中の委員の選任について、品堀栄洋君議員を、品堀議員を、山元町議会委員会条  
例第6条第2項により、4月27日付で産建教育常任委員会委員に選任し、通知しまし  
たので、ご報告申し上げます。

その他の議長諸報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

以上で議長諸報告を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）日程第4. 提出議案の説明を求めます。

この際、本臨時会に提出された議案等12件を、山元町議会先例66番により一括議  
題といたします。

町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。皆さん、おはようございます。本日ここに令和4年第2回山元  
町議会臨時会が開催され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等  
をご説明申し上げますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、議案の説明に先立ちまして、町長就任に当たってのご挨拶を述べさせていた  
だきます。

私は、先月17日に執行されました山元町長選挙におきまして、町民の皆様から力強

いご支援を賜り、ここに町長としての重責を担わせていただくこととなりました。

選挙期間中に、町民の皆様からお寄せいただきました期待の大きさに、誠に身の引き締まる思いであります。

私は、このたびの選挙活動を通じて、町民の皆様の声を町政にしっかりと反映させるために、町政を刷新することを約束いたしました。

本町が本当の意味での復興を成し遂げるためには、これまでの復興まちづくりの在り方を検証し、新市街地への一極集中から脱却して、沿岸部や丘通りを含め、町全体を豊かに発展させることが必要であると考えております。

また、町が当面取り組まなければならない喫緊の課題は、今さら申し上げるまでもなく、今年3月に発生した福島県沖地震からの復旧・復興、いまだ猛威を振るう新型コロナウイルスへの感染症対策、そして町民の安全を守るための豪雨水害対策を初めとする防災対策のさらなる充実であります。

まず、これらの課題に最優先で取り組むとともに、誰もが安心・安全に暮らし、希望を持ち笑顔が輝く、誰一人として取り残さない、「町民が主人公のまち。山元町」を実現するため、町を愛する気持ちと自ら立てた志を力に、職員共々課題の解決に知恵を出し合い、着実に事業を進めてまいりますので、議員各位におかれましても、これまで同様ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスの感染状況等についてですが、オミクロン株への置き換わり等による急速な感染拡大は昨年度末にピークを迎えましたが、その後、一人一人の感染拡大防止のための行動やワクチン接種率の向上等により、入院を要する重症患者数が一定程度に抑えられていることから、県内全域に発令されていた「再拡大防止期間」は今月15日をもって解除され、飲食店の利用に係る人数制限も終了する運びとなりました。

一方で、新規感染者数は全国的に下げ止まり傾向が見られるものの、いまだ予断を許さない状況にあることから、第6波の特徴等を踏まえた「ワクチン3回目接種の加速化」を初めとする「4本柱」の対策を継続するとともに、基本的な感染症対策についても徹底し、万全を期してまいりたいと考えております。

なお、感染症対策の基本となるワクチン接種につきましては、今議会において関連する補正予算等を提案しているところでありますが、今年3月には、国から4回目の追加接種のスケジュールが示されたことから、これまでの「山元町方式」を踏襲し、鋭意準備を進めているところであります。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明を申し上げます。

初めに、急施専決処分（地方自治法第179条第1項）に係る承認議案について申し上げます。

承認第3号及び第4号については、「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「山元町町税条例等」及び「山元町国民健康保険税条例」の一部を改正し、4月1日から施行する必要があったもの、承認第5号については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」の通知に基づき、「新型コロナウイルス感染症に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例」の一部を改正し、4月1日から施行する必要があったもの、承認第6号について

は、「地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令」の施行に伴い、「山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例」の一部を改正し、4月1日から施行する必要があったことから、専決処分をしたものであります。

承認第7号については、「令和3年度山元町一般会計補正予算（専決第4号）」であります。今年3月16日に発生した福島県沖地震に対し、早急な初動対応を行うため、災害廃棄物の一時保管場所の管理や災害ボランティアセンターの運営等に係る経費等を補正予算として専決処分したもの、承認第8号については、「令和3年度山元町一般会計補正予算（専決第5号）」であります。年度末を迎え決算額が確定した地方交付税や地方消費税交付金等の国・県交付金等について、既定予算額との差額分を計上するとともに、ふるさと納税について、寄附実績に応じた諸経費の増額等を補正予算として専決処分したもの、承認第9号については、「令和4年度山元町一般会計補正予算（専決第1号）」であります。福島県沖地震により被災した公共施設の復旧に係る実施設計費や地震により液状化した農地の復旧を行う農家を支援するための経費を計上したほか、新型コロナウイルスに係る4回目のワクチン接種の経費のうち接種券作成業務に係る経費等を補正予算として専決処分したもの、承認第10号については、「令和4年度山元町一般会計補正予算（専決第2号）」であります。迅速な被災者生活支援を行うため、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度に係る経費を計上したほか、被災者に対する町独自支援として、住家被害に対する損害見舞金のほか、住宅再建を支援するための支援金支給事業に係る経費等を補正予算として専決処分したものであります。

次に、議決議案について申し上げます。

議案第23号については、「磯浜漁港東防波堤・マイナス2.0メートル物揚場補修工事」に係る工事請負契約を締結するに当たり議会の議決を求めるもの、議案第24号については、「頭無西牛橋線舗装工事」について、施工内容の一部に変更が生じ、工事費が増額となることから、変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの、議案第25号については、「大平牛橋線舗装工事」に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係議案についてであります。議案第26号「令和4年度山元町一般会計補正予算（第1号）」（案）については、新型コロナウイルスに係る4回目のワクチン接種を実施するに当たり、医師や看護師などに係る報酬や会場設営に係る経費等を計上したほか、福島県沖地震の被災者を支援するため、瓦屋根改修補助金や災害援護貸付金に係る経費等を計上しております。

以上、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、国・県支出金を増額し、最終的な財源調整として、財政調整基金の取崩しを増額した結果、今回の補正額は約1億2,000万円を増額するものであります。

以上、令和4年第2回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課長等に説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）以上で提出議案の説明を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5. 承認第3号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、承認第3号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

それでは、資料ナンバー1、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山元町町税条例等の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

今回の改正は、第1条で山元町町税条例等の一部改正を、第2条で山元町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行っております。

初めに、第1条による主な改正ですが、第1点目としまして、特定配当及び特定株式等譲渡所得の申告方式が見直され、総合課税か分離課税の選択を確定申告書に記載するように変更されたもので、これまで所得税と住民税においてそれぞれ選択できていたものを、確定申告書で行うことにされたものです。

次に、2点目、寄附金税額控除について。民法改正による経過措置期間が終了し、削除するものです。

3点目については、公的年金及び給与所得者の住民税申告義務に係る規定を整理し、4点目については、給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族申告書に、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものです。

3点目、4点目とも、令和3年度課税以降、公的年金等控除額算出のため、退職所得を含めた合計所得額を把握する必要があることから整理するものです。

次に、5点目、固定資産課税台帳等に、住所に代わる事項を追加できるようにするもので、DV被害者の保護のための制度が設けられております。

次に、6点目、住宅借入金等特別税額控除の延長と見直しが行われ、適用期限が令和3年12月31日までとなっていたものを4年間延長し、令和4年から令和7年までの間に居住した方までを対象とするものです。

次に、7点目、省エネ改修工事を行った住宅に対する特例をさらに2年間延長し、令和6年3月31日までとするものです。

次に、8点目、土地に係る固定資産税の負担調整措置を実施するもので、景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り、商業地等の税額の上昇幅を現行の5パーセントから2.5パーセントに抑制するものです。

次に、9点目、法律改正等に伴い、引用条項にずれが生じたことから改正するものです。

続いて、第2条による改正については、昨年改正した町税条例等の一部を改正する条例を、さきに説明しました第1条の改正により影響を受けた箇所の規定を整理するものです。

なお、施行期日については、記載のとおりとなります。

以上で承認第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君） これから承認第3号専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

議 長（岩佐哲也君） 続きまして、日程第6、承認第4号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（齋藤 剛君） はい、議長。それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

それでは、資料ナンバー2、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山元町国民健康保険税条例の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

改正内容ですが、課税限度額を上げるもので、基礎課税額に係る課税限度額を63万円から2万円引上げ65万円とし、後期高齢者支援金等に係る課税限度額を19万円から1万円引上げ20万円とするものです。

なお、施行期日は令和4年4月であります。

以上で承認第4号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

---

議 長（岩佐哲也君） これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君） はい。この案件を検討する際に、今の状況というものを十分考えた上での結果なのですか。

その前に、対象者は何人ぐらいいるんですか。

町 長（橋元伸一君） はい。担当課のほうから説明をさせていただきます。

税務課長（齋藤 剛君） はい、議長。まず、対象者ということですがけれども、今回、令和4年度はこれから課税ということになりますけれども、令和3年度の課税状況で見ますと、医療分ですね、今回63万円から65万円に引上げるのに対し、該当する限度超過者ということになりますけれども、17世帯、17世帯で68人になります。で、後期高齢者支援金分のほうでは23世帯、84名分が対象者になっております。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。この合計でつつうことになるのかや。今の説明では、2万上が

った人たちがこのくらいいたということは、それが全てなのかと。まあいい、それは全てとして、検討する際にね、今国内情勢というのが物価高騰、コロナの影響等々で、非常にもう生活に困窮しているということが伝えられています。

そうした中で、この辺の人たち、このレベルの人たちがどの程度、それも併せて示していただきながら、その辺のことがどのくらいの検討の中で結論を出したのか。その辺をお伺いいたします。

その対象者の皆さんがね、この額を払う、山元町においては、この額を払わなくちゃならない人たちの年収だな、所得、大体どのぐらい、いろいろ家族構成で違うと思うけれども、その辺も併せて分かるような形で説明していただければと思います。

議長（岩佐哲也君）検討した際の背景ですかね、中身についてということで。

税務課長（齋藤 剛君）はい。議長。まず、今回の改正のほうなんですけれども、提案理由のほうにもありますけれども、地方自治法の施行例の中で、上限額の改正が行われます。それに合わせて、町のほうでも上限額の設定を行っています。

国のほうで検討された内容としては、高齢化によりですね、給付費のほうが増加していて、一方で被保険者の所得のほう伸びない状況にあるというようなのが背景にあったようです。そうした中で、限度額を上げるのか、税率を上げるのかというような議論がなされた中で、高所得者に受ける影響よりも、中層所得者ですかね、そちらのほうに影響を受けるほうが大きいということから、税率の引上げではなくて、限度額を上げるというような議論になって、地方税法施行例のほうで改正されております。

山元町の被保険者の中での所得のほうですけれども、議員おっしゃるように、扶養が多ければ当然税額も上がってきます。被保険者が多ければ。そうした中で、大体1, 100万ぐらいの課税所得額の方がこの63万から65万の間にいらっしゃると思います。

8番（遠藤龍之君）はい議長。状況については理解、そういうことだなんていうふうな理解はできたところであります。

この案件についてね、専決の対象になるのかどうか。税率改正6月ころまで間に合うとかってというのがね、これまでの経験なんだけれども、専決として扱う対象になるのかどうか、その件だけ確認します。

議長（岩佐哲也君）専決の対象についての基本的な考え方ですから、まず町長から意見、考え方を確認したいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。この件に関しましても、担当課のほうからちょっと説明をいただきたいと思います。

税務課長（齋藤 剛君）はい、議長。これまでの経緯も踏まえてということになるかと思いますが、提案理由にもあります地方税法の一部改正のほうです、3月31日に交付、4月1日施行ということがありますので、それに伴い、今までも町のほうでは、限度額の部分については専決処分に対応させていただいてきたという経緯を踏まえて、今回もそのような決定をしたということでご理解いただければというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私これで、これから討論という中身になるときに、これについて……

議長（岩佐哲也君）討論は後であります。

8番（遠藤龍之君）はい。分かりました。ということで、そういう経験があったものだから、専決でなくて、あるいはもう税率引上げのときもね、6月までやって、逆にそのほう

はそこまで延ばして、そして最初の臨時議会で提案として出して、いろいろ議論してきたという経緯もあったものですから、そういうことで、確認の意味で質問しました。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから承認第4号専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第4号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第7. 承認第5号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、承認第5号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、新型コロナウイルス感染症に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例を一部改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

それでは、資料ナンバー3、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免等について、令和4年3月14日付、厚生労働省保険局国民健康保険課、総務省自治税務局市町村税課通知に基づき、新型コロナウイルス感染症に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

改正内容ですが、附則第3項として、令和4年度分の減免対象の読替規定を追加するもので、昨年度に引き続き該当者の減免措置を継続するものです。

なお、施行期日は令和4年4月1日となります。

以上で承認第5号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから承認第5号専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第5号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第8．承認第6号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、承認第6号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

それでは資料ナンバー4、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正したので、承認を求めるとあります。

改正内容ですが、これまで適用されていた不均一課税適用期間を2年間延長し、令和6年3月31日までとするとともに、計画認定から供用開始まで期限を、現行の2年から3年に延長するものです。

なお、施行期日は令和4年4月1日となります。

以上で承認第6号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから承認第6号専決処分の承認を求めることについて（山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第6号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第9．承認第7号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、承認第7号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和3年度山元町一般会計補正予算を、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めますのでございます。

1枚おめくり願います。

専決処分書でございます。

令和3年度山元町の一般会計補正予算は、急を要しますので、地方自治法の規定により、別紙のとおり専決処分しております。

今年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震被害を受け、被災された方々への早急な初動対応が必要であったことから専決処分を行ったものでございます。

さらに、もう1枚おめくり願います。

令和3年度山元町一般会計補正予算（専決第4号）でございます。

初めに、歳入歳出予算の補正についてでございますが、今回の補正の規模は、歳入歳出それぞれ2,402万5,000円増額し、総額を120億5,983万2,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正と合わせまして、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行っております。

それでは、歳出予算からご説明をいたします。

8ページをお開き願います。

3款民生費3項災害救助費でございます。

1目災害救助費につきましては、委託料562万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、災害ボランティアを受入れるための運営経費が必要になったことから所要額を計上するものでございます。

4款衛生費2項清掃費でございます。

6目災害廃棄物処理事業費につきましては、地震に伴い損壊した屋根瓦などの災害廃棄物を搬入する保管場所を管理するための所要額1,720万円を計上するものでございます。財源の一部に国庫支出金を活用いたします。

1.1款災害復旧費4項文教施設災害復旧費でございます。

1目公立学校施設災害復旧費につきましては、120万円を増額しております。こちらにつきましては、地震により被災した山元中学校体育館の災害復旧工事費を計上するものでございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1.5款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金でございますが、860万円

を増額しております。こちらにつきましては、災害廃棄物処理事業の財源となる国庫補助金を受入れるものでございます。

16 款県支出金 1 項県負担金 4 目災害救助費県負担金でございますが、562 万 5,000 円を計上しております。こちらにつきましては、災害救助法が本町に適用されたことに伴い、災害ボランティアセンターの運営に係る経費について、財源となる県負担金を受入れるものでございます。

19 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金でございますが、930 万円を増額しております。歳入歳出差引きの結果、財源調整として、財政調整基金の取崩しを増額するものでございます。

22 款町債につきましては、この後、地方債の補正でご説明いたします。

3 ページにお戻り願います。

繰越明許費の補正についてご説明いたします。

令和 4 年度で繰り越す事業といたしまして、災害ボランティアセンター運営事業のほか、地震被災に関連する 4 事業を追加するものでございます。

4 ページをお開き願います。

地方債の補正でございます。

一般単独災害復旧事業について、限度額を 1 億 5,760 万円を増額をするものでございます。起債の方法、利率や償還の方法につきましては、変更はございません。

以上が専決第 4 号の補正予算の内容となります。よろしくお願い申し上げます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから承認第 7 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度山元町一般会計補正予算・専決第 4 号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第 7 号は原案のとおり承認されました。

---

議 長（岩佐哲也君）日程第 10. 承認第 8 号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、承認第 8 号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和 3 年度山元町一般会計補正予算を、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたし

ましたので、それを報告し承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。

専決処分書でございます。

令和3年度山元町の一般会計補正予算は、急を要しますので、地方自治法の規定により、別紙のとおり専決処分をしております。

財源調整等、必要な範囲での補正予算として、令和4年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

さらにもう一枚おめくり願います。

令和3年度山元町一般会計補正予算専決第5号でございます。

初めに、歳入歳出予算の補正についてでございますが、今回の補正の規模は、歳入歳出それぞれ7億9,006万8,000円を増額し、総額を128億4,990万円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正と合わせまして、地方債の補正を行っております。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

12ページをお開き願います。

各款にわたり財源内訳の変更を行っておりますが、こちらにつきましては、国県補助金などの実績額の確定によるものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

2款総務費1項総務管理費でございます。

5目財産管理費につきまして、積立金9億8,599万6,000円を計上しております。このうち、9億8,346万6,000円につきましては、歳入歳出差引きの結果、歳入予算が歳出予算を上回る部分について、財政調整基金に予算積立を行うものでございます。

3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費につきましては、児童手当支給額が確定したことに伴い、1,403万9,000円を減額するものでございます。

4款衛生費2項清掃費6目災害廃棄物処理事業費につきましては、令和3年2月に発生した福島県沖地震に伴う災害廃棄物処理に関し、事業費が確定したことから、不用となる1億5,185万2,000円を減額するものでございます。

13ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費2目商工振興費につきまして、2,884万1,000円を減額しております。こちらにつきましては、まん延防止等重点措置適用による協力要請等に伴い、休業等を行った飲食事業者に対するコロナ感染症拡大防止協力金の交付額が確定したことによるものでございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費につきまして、240万6,000円を減額しております。こちらにつきましては、貸付を見込んでいた奨学金について貸付実績がなかったこと及び奨学金の返還による3月末時点での回収額が確定したことによるものでございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。

7ページをお開き願います。

7ページの1款町税から8ページ、そして9ページの9款地方特例交付金までにつきましては、地方税及び各種譲与税などの年度末時点の決算見込額に伴い、それぞれ増額

するものでございます。

11 款地方交付税でございますが、12 億2,641 万4,000 円を増額しております。特別交付税1 億7,624 万2,000 円につきましては、令和3 年2 月に発生した福島県沖地震に関する災害関連経費に伴うもの、また震災復興特別交付税10 億5,017 万2,000 円につきましては、令和元年度から令和3 年度にかけて、社会資本整備総合交付金を活用して実施した頭無西牛橋線などの町道整備事業に係る補助裏財源としての清算交付などがあったものでございます。

15 款国庫支出金及び16 款県支出金につきましては、国県からの負担金や補助金の額の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

10 ページをお開き願います。

18 款寄附金1 項寄附金、1 目寄附金でございますが、837 万1,000 円を増額しております。こちらにつきましては、それぞれの目的により受け付けた寄附金を計上するものでございます。

19 款繰入金2 項基金繰入金1 目基金繰入金でございますが、4 億5,312 万3,000 円を減額しております。

1 目財政調整基金繰入金につきましては、既定予算全額となる4 億5,192 万3,000 円を減額しております。

2 目奨学基金繰入金につきましては、歳出予算でご説明したとおり、奨学金の貸付実績に基づき取崩しを減額するものでございます。

21 款諸支出・諸収入3 項貸付金収入1 目貸付金収入でございますが、奨学金の貸付回収金の確定に伴い、138 万6,000 円を減額するものでございます。

11 ページをお開き願います。

22 款町債1 項町債1 目民生債につきましては、次の地方債の補正でご説明いたします。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

4 ページにお戻り願います。

地方債の補正でございます。

変更の内容といたしましては、過疎対策事業について、限度額を4 億4,080 万円を増額するものでございます。起債の方法、利率や償還の方法につきましては、変更はございません。

以上が専決第5 号の補正予算の内容となります。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。質疑ありませんか。

8 番（遠藤龍之君）はい。12 ページの一番下、清掃費、災害復旧、災害廃棄物処理及び事業について伺います。

1 億5,000 万の減額なんですけど、これは何に対しての1 億5,000 万なのか確認します。

町民生活課長（大橋邦夫君）はい議長。事業内容としましては、「何ぼに対して何ぼなんですか。」

（「元の数字じゃないですか」の声あり）詳細な数字はちょっと持ち合わせておりませんが、すみません、事業としましては、公費解体の事業と一時保管場所の事業と2 つの事業がありますけれども、公費解体については大きな差はありませんが、一時保管

場所についての額のほうが、当初の見込みよりも大きな差があったということで、合計で1億5,000万円を超える減額ということになりました。

すみません、詳細な数字についてはちょっと持っておりませんので、よろしくお願ひします。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これ、2億9,000万に対し1億5,000万、今記載の事業等にあれなんだけれども、いうことなんだけれども、これはその計画予定に対してね、十分なその対応を図られた結果の、結果というね、もし計画予定のほうにね、問題が、そっちのこと、立て方に問題があったのか、あるいは必要だということで立てたのにもかかわらず使い切れなかったというのは、どこに問題があんのかっていうことの素朴な疑問。せっかく国に認めてもらった財源で対応している事業であるわけですから、その辺の取組どうだったとか、直接、去年、あんた違うのかな。お尋ねします。

町民生活課長（大橋邦夫君）はい、議長。まず、公費解体の部分につきましては、罹災証明の件数など、受付年の段階で見込みを出さざるを得なかったという難しい点があったかと思ひます。一時保管場所についても、どれぐらいの量が出るかというのは、恐らく難しかったのかなというふうに振り返りはしております。

結果的に、公費解体については概ね予算要求の額に近い額であったので、今年度も同じような事業が、今後出て参りますけれども、昨年度のような大きな差が出てくることは、今度はないのかなと見ております。

6月の補正予算に計上予定ですので、その辺については改めて説明させていただきますけれども、昨年度の振り返りについては、一時保管場所の委託料の算定に当たって、かなり難しかったという反省はしております。

以上です。よろしくお願ひします。

8番（遠藤龍之君）はい議長。そういう状況であったということは確認しました。

次に、13ページの商工費、商工費の振興費、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金減2,800万、これも予定に対してどうだったのかを確認した上で、改めて質問します。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

こちらについては、当初見込んでいたボリュームに対して、ほぼほぼ対応できたということで捉えてございます。

確かに若干予算残額ということで減額をしておりますけれども、一連の周知、そして一連の対応、これをしっかり整えた上での減額補正ということで、ご理解をお願いしたいと思ひます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それは2目ですよね。1億2,000万に対して2,880万を減額したという捉え方でいいんですか。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。こちらにつきましては、もともとのその予算措置のタイミングなんですけど、4月の補正予算、そして9月の補正予算、2回ご可決をいただいて、トータルで約7,100万の現計予算となっております。執行済みについては4,200万だったということですので、予算残の結果として、今回2,800万何がしの減額をさせていただいたということになります。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。数字の流れはそういうことなんでしょうけれども、事業の取組についてどうなのかっていうふうなのは、聞くのはどこに聞けばいいんでしょう。今日

はその対象者は出てきていないんですか。重要なことだと思って私聞いているんですけども。この取組にね、問題はなかったのかということ、という疑問を解くために今質問してるんですけども。もし専門課がいるのであれば、数字だけの説明では理解できないということなので、今というのはですね、飲食業者、さっきの説明ありましたよね。に対しての補償を対象、対策となっているんですが、その辺の取組十分にね、先ほどの説明では周知を図って、そして対応ほぼほぼ予定どおりというような説明だったんですが、予定どおりにはなっていない。7, 000万に対して2, 800万もね、減額されています。

せっかくこれも補助事業のね、対象、国から丸々使ってという取組なんですから、今コロナで、とりわけ飲食事業者は、ニュースに出てくる情報では、みんな苦勞している。手続が面倒とかね、何がどうだかね。それは、そのところどころで違うんだけども、自治体でね、自治体ごとに違うんだと思うんだけども、その辺の対応がね、本当に十分その、そういう背景の中で、飲食業者にかかわらず辞めていっている業者もあるわけですから、山元町にはですね。その辺の背景を捉えてどうだったのか、もうこれ結果ですからあれなんですけども、まだ、まずこれは引き続き、この問題については、取組については国も真剣に考えていて対応している事業、それやっぱり十分にね、せっかくそこまでいろいろ準備してくれているんだったら、ですから、やっぱりこれは、余すつつたらおかしいんだけども、これを使った結果、十分使った結果、このぐらいの余ったやつ、部分であるならば結構なんですけども、その辺がどうも見えないので、今確認しているところなんです。

以上です。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。今回のですね、対応については、十分できる範囲でしっかりやったということ、改めてご報告をさせていただきます。その上で、その予算残額が非常に、ちょっと多いのではないかというご指摘は、まさに数字の見方からするとそのとおりかと思えます。

まず、予算の編成については、先ほど説明をさせていただきましたが、4月と、それから9月補正という2段階で対応を進めてございました。要は、そのまん延防止等重点措置が4月5日から5月5日まで31日間、それから、その後は5月6日から5月11日まで、これ6日間ですが再延長、そして8月20日から26日の7日間ということで、小刻みにですね、こういった重点措置の期間が示されてきたということで、予算編成という時点では、将来を推定する、そういうところで、見積りとして予算編成をせざるを得ないということです。これは、9月補正の時点でも同様に、まん延防止の重点措置については、8月の、すみません、まず8月27日から9月12日までは緊急事態宣言が出されております。これが17日間。そして、9月13日から9月30日までの18日間がまん延防止等重点措置期間ということでございます。予算編成のときに、どのぐらいの期間が見込まれるかというのがはっきり分かれば決算に近い形で予算整備ができるんですけども、あくまで予算は見積りというということで、このような形になったということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この事業の実施主体っていうのはどこになるんですか。担当課というのは。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。役場の中の組織といたしましては、商工観光交流課でございます。私が今ここで説明を申し上げているのは、商工観光課のほうから情報をいただきながら、連携をしつつご回答を差し上げているということで、ご理解をお願いしたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私は、その取組に問題がなかったかっていうことでね、確認しているんです。ただ、数字のね、その中で半分というのはちょっとよく分からないけれども、その実施主体がどこまで把握して、財政課ではね、取り組んでいるかというふうな話になってしまうんで、ちょっとそれは無駄な議論になっから、それは置いておいてね。やっぱり何でも、さっきの話もそうなんですけれども、せっかく国でね、このぐらい必要だと出しているものが、十分使えないままお返しするということに疑問が残っての質問なんです。

とりわけ先ほど、この事業については、飲食業者というふうに対象を示して、明確にした中での対策の結果、その結果このぐらい残したという、これ山元町ではって、飲食業者十分だったのかが、制度をちゃんと受けて、そして再建する、再建じゃない、事業を維持する、営業を維持することができているのかということの疑問なんです。せっかく行政のほうでそういう制度をつくって、そして背景になる予算もつけてやっている事業が、そういうことでは、まさに今の答えになるのね。国のほうの対応にも問題があるのかなということとは伝わってきているところもあるんですが、やっぱりその辺のね、努力、本当にかわいそうって言うとうまくないんだけど、大変苦勞して住んでる、でも物価高騰だからね。も含めて、大変な営業を展開してるんです、皆さん。どういうときにね、せっかくこういう財源を、利用してくれたものについてはもっと積極的に使う必要があるのよ。その際に、国のほうの事務上に問題がとかね、なかなかね、何ぼやっただって認めてけらんないだつて。認めてけらったけれども、そんなときは倒産した後なんだろうという。こいつは極端だかね。ということが見える事業なんです。ということが、連日とは言わないけれども、マスコミ等で報道されている問題なので、山元町ではどうなのかということで確認した質問でありました。以上、いいです。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから承認第8号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度山元町一般会計補正予算・専決第5号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第8号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は11時15分、11時15分再開とします。  
暫時休憩。

午前11時04分 休憩

---

午前11時15分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第11、承認第9号を議題とします。

本件について説明を求めます。少し大きい声でお願いします。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、もう少し大きめの声を出そうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

承認第9号専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

令和4年度山元町一般会計補正予算（案）を、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。

専決処分書でございます。

令和4年度山元町の一般会計補正予算は、急を要しますので、地方自治法の規定により、別紙のとおり専決処分しております。

財源調整等、必要最小限の範囲での補正予算として、被災した施設の迅速な復旧を行うため、令和4年4月1日付で専決処分を行ったものでございます。

さらにもう1枚おめくり願います。

令和4年度山元町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

初めに、歳入歳出予算の補正についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ6,691万円を追加し、総額を90億7,178万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

3款民生費3項災害救助費でございます。

1目災害救助費でございますが、115万5,000円を増額しております。こちらにつきましては、令和4年3月に発生した、福島県沖を震源とする地震被災に関し、災害ボランティアセンターの設置に必要な経費を計上するものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費でございます。

2目予防費でございますが、300万円を増額しております。こちらにつきましては、4回目となる新型コロナウイルスワクチン接種を来月から速やかに開始できるよう、接種券発送のために必要なシステム改修経費を計上するものでございます。

11款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費でございます。

1目公共土木施設単独災害復旧費740万円及び2目公共土木施設補助災害復旧費1,578万5,000円でございますが、こちらにつきましては、地震により被災した町道及び河川、これらの災害復旧に係る測量設計業務に必要な所要額を計上するものでございます。

2項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設単独災害復旧費につきましては、425万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、地震により被災した農地について、受益者が農地を復旧するための経費の一部を補助するものでございます。

8ページをお開き願います。

2目農業用施設補助災害復旧費につきまして、850万円を計上しております。こちらにつきましては、地震により被災した農業用施設の災害復旧に係る測量設計業務に必要な所要額を計上するものでございます。

4項文教施設災害復旧費でございます。

1目公立学校施設災害復旧費につきまして、712万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、地震で被災した坂元小学校、山下小学校、山元中学校の災害復旧に係る実施設計業務に必要な所要額、これを計上するものでございます。

2目公立社会教育施設災害復旧費につきましては、1,548万2,000円を計上しております。内訳については、地震で被災した中央公民館、ふるさと伝承館の災害復旧に係る実施設計業務委託料448万2,000円及び歴史民俗資料館、文化財収蔵庫、文化財整備作業棟、そして震災遺構中浜小学校に係る災害復旧工事請負費1,100万円でございます。

5項その他公共施設、公用施設災害復旧費でございます。

1目山下地域交流センター災害復旧費につきまして、69万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、地震で被災した山下地域交流センターの設備の一部が破損したため、補修を行うものでございます。

2目坂元地域交流センター災害復旧費63万8,000円及び3目旧坂元中学校災害復旧費286万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、地震で被災した施設を復旧するため、災害復旧に係る実施設計業務に必要な所要額を計上するものでございます。

以上が歳出予算の内容となります。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金でございますが、300万円を増額しております。こちらにつきましては、歳出でご説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種を進めるに当たりまして、関連する国庫財源を受入れるものでございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金でございますが、961万円を増額しております。歳入歳出差引きの結果、財源調整として、財政調整基金の取崩しを増額するものでございます。

22款町債につきましては、次の地方債の補正でご説明いたします。

3ページにお戻り願います。

地方債の補正でございます。

限度額を2,310万円とする公共土木施設単独災害復旧事業を、また限度額を550万円とする農林水産業施設単独災害復旧事業、また限度額を2,570万円とする一般単独災害復旧事業をそれぞれ追加してございます。

起債の方法、利率や償還の方法につきましては、変更はございません。

以上が専決第1号の補正予算の内容となります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番（菊地康彦君）はい、議長。今回のですね、補正予算については、主に3月の地震対応というような補正になっておるようですけれども、今回は急を要するものというのにだけで、今後さらにこういった補正が増えるのかどうか確認したいと思います。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。今般は想定できなかった地震被害、これに基づいて、説明を差し上げたとおりの専決処分をやむを得ずとらせていただきましたが、今後については、そのようなことはないように、予算編成上は気をつけていきたいと思ひます。

しかし、状況によっては、早急に対応せざるを得ない行政需要なども今後可能性として否定できないわけですから、その際には議会側と十分に連携を図りながら、専決処分の手法もあり得るといふふうに予定しています。考えています。

ただ、そういうふうにならないように、しっかりと審議をしていただくための議案として、補正予算として今後提案していくのが筋だろうといふふうに促してあります。

以上です。

議長（岩佐哲也君）ちょっと質問と趣旨が違う気がするんだけどね。

今後ともね、今後とも、今回の震災の復興のためにね、予算を組む可能性があるのかないのかと。必要は、これで全部終わりなのかと、今回の地震に対して。そういう質問です。追加質問、追加補正が再度あるんじゃないか、ないのかといふ形だと思うんですが、それについて考え方を説明してください。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今回の地震に対しては、まずその状況の中で、国からの支援なりがまず示されます。その1回目の支援に対して、町としても、各農業を含め、商工業も含め、一般の方たちも含めて、その中で、予算の中で、そしてあとその部分の中での差額を町のほうからプラスしてですね、出しているんですけども、今回だと、追加で2回目に来て、その時点で、その予算に合わせた措置を取ります。そういうのがないと、なかなか一般財源といいますか、町単独では、もっともっとなつても、ちょっとその辺は厳しいのかなと。ですから、国か何かからそういうのが示されれば、そこに多少なりとも差額分を足して、追加支援ということも考えられるとは思ひます。

ただ、今のところそういうのは示されていませんので、その中での対応となると思ひます。

以上です。

11番（菊地康彦君）はい、議長。あのですね、入り口がちょっと違っていたのかなと。

特に、これ補正をね、駄目だとかなんとかじゃなくて、今回出ているのは、当初に案内として、急を要するものを今回組み合わせたよつていうことだったので、では、その後通常、急がなくてもいいような工事がこれからまた増えてくるのかなといふようなことをちょっと質問したつもりなんですけども、その辺だけ確認できればいいんですけども。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。では、私のほうから回答させていただきたいと思ひます。

今回、急を要するものといふことで、4月1日で必要なものをですね、専決で予算措置しております。で、これもですね、承認第10号で、その後、今度は4月11日で予算を必要とするもの、そしてあと補正のほうで、5月の補正ですね。議案第26号で、

こちらでも随時金額が固まったものとかですね、出しておりますし、設計をして、今後その工事費が見えてきたものとかですね、あとは国の査定を受けて予算固まったもの、そういうふうなものをですね、随時今後お見せしていきますので、今回の提案は本当にスタートのスタートの部分だけだというふうなことでご理解いただければというふうに思います。

11番（菊地康彦君）はい。あと出てくるということですので。

ちょっと気になったのが、逐次ですね、私も地区を回っていたりすると、多少、取り急ぎはなくても、ちょっと亀裂が入っている水路だったり施設があつて、担当課に問合せすると、分かっていない状態もあったんですね。そうすると、早めにそういった情報がね、あれば、補正だったりなんなりまとめて出すこともできるし、手当てもできるんですが、そういう点で、何かこの町として、前にもお話ししたことあると思うんですが、調査方法が、もうちょっと区とか頼るのではなくて、現場の担当の方も、主要な部分のパトロールだったり、そういったものがあつたほうがいいんじゃないのかということもあつて、ちょっと、今後どういうふうが増えていくのか、確認していくのかなというような思いもあったもんですから、随時ですね、私も情報は担当課のほうに提供しますが、町としても、その被害の状況を把握する意味でも、やはり、多少パトロールが必要じゃないかっていうのも思つての確認の意味の質問でした。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから承認第9号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第9号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第12. 承認第10号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、承認第10号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和4年度山元町一般会計補正予算を、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、これ報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。

専決処分書でございませぬ。

令和4年度山元町の一般会計補正予算は、急を要しますので、地方自治法の規定により、別紙のとおり専決処分をしております。

必要最小限の範囲での補正予算として、地震で被災された方々への早急な経済的支援が必要であることから、令和4年4月11日付で専決処分を行ったものでございます。

さらに、もう1枚おめくり願います。

令和4年度山元町一般会計補正予算（専決第2号）でございます。

初めに、歳入歳出予算の補正についてでございますが、今回の補正の規模は、歳入歳出それぞれ3億363万5,000円を追加し、総額を93億7,541万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

6ページをお開き願います。

3款民生費3項災害救助費でございます。

1目災害救助費でございますが、3億3,603万5,000円を増額しております。こちらにつきましては、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震被災に関し、災害救助法が本町に適用されたことに伴う住宅の応急修理のほか、県が実施する被災者生活再建支援金に加えまして、県の支援制度では対象とならない被災者への町独自の支援金、さらには町の条例に基づく損壊見舞金を支給するものでございます。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金でございますが、2億1,560万円を増額しております。こちらにつきましては、歳出でご説明いたしました、被災した住宅の応急修理、これを進めるに当たりまして、見込まれる国庫財源を計上するものでございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金でございますが、8,803万5,000円を増額しております。歳入歳出差引きの結果、財源調整として財政調整基金の取崩しを増額するものでございます。

以上が専決第2号の補正予算の内容となります。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これも、今と前の議員と同じような、似たような質問になるかと思うんですが、これは、先ほどの説明、4月11日現在での数字というふうを受け止めたわけですが、それでこの予算、その後、これまたテレビあるいは新聞ちょっと見ると、どんどんどんどん県もね、増えていってるという状況があるかと思うんですが、まだ山元町内のほうの2次調査、まだ申込みというか、届いた、達成していないということをお考えますと、この11日時点で想定した数と、あと今現在の数では大きな違いがあるのかどうか、あればどういった対応というのを、先ほど来の答えで、急であればどんどん予算化しているということなんですけれども、その辺どのような状況になっているのかお尋ねしたいと思います。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。この4月11日っていうのはですね、被災者支援法が適用されたときになります。国の法律が適用された時点では、全壊が5世帯でした。実際、今の状況でいきますと、15世帯が全壊扱いになっているというところもあります。

予算上ではですね、それを見込んでですね、20世帯分の全壊で取っているということで、そのほかの被害の程度につきましても若干多めに予算措置しているということになっております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君） これから承認第10号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度山元町一般会計補正予算・専決第2号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

承認第10号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君） 日程第13. 議案第23号を議題とします。

本案について説明を求めます。

農林水産課長（佐藤和典君） はい、議長。それでは、議案第23号令和4年度 漁機請1号 磯浜漁港東防波堤・ー2.0m物揚場補修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の次ページのほうに、議案の概要ナンバー5をお手元のほうにお願いいたします。

初めに、提案の理由でございますが、磯浜漁港東防波堤・ー2.0m物揚場補修工事請負の契約の締結に当たりまして、地方自治法の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

1、契約の目的でございますが、ただいま申し上げた事業名となっております。

2、契約の方法でございますが、条件付一般競争入札に付してございます。

3、契約の金額でございます。5, 218万4, 000円、消費税を含むものとなっております。落札率については91.43パーセントとなっております。

4の契約の相手方でございますが、仙台市青葉区にあります東亜建設工業株式会社東北支店でございます。議案の概要のですね、裏面のほうに、入札の状況のほうを添付してございますが、3社による入札により落札したものとなっております。

5、工事の場所でございますが、山元町磯地区磯地内ということで、磯浜漁港内の施設となっております。

また、6の工事の概要でございますが、腐食対策工といたしまして、東防波堤につきましてはテトロ型の起伏工を、A=171平米、マイナス2.0メートル、物揚場につきましては電気防食工を、2.5アンペアの30年型のものを6基設置するものとなっております。

1枚おめくりいただきまして、施工場所のほうをご覧いただきたいと思います。

磯浜漁港の平面図となっております、今回整備するところといたしまして、①といたしまして、東防波堤の赤いところで記載した部分となります。こちら、左側のほうに表面断面図がついてございますが、鉄柱管の上部、波が押し寄せる部分につきまして、被覆工を行うものとなっております。

また、②になりますが、マイナス2.0物揚場におきましては、電気防食工ということで、電極のほうを海中に設置するものということで、②のほうに表面断面図等付してありますので、ご参考までにしていただければと思います。

表のほうにお戻りいただきたいと思います。

工期につきましては、議決を受けた翌日から令和4年12月16日までとなっております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。安全安心のためにというようなことで、非常に大事な工事だなというふうに思います。特にですね、電気防食工事と、あとは東防波堤のところの、大体耐用年数はどれくらいを見込んでいるのか確認させてください。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。おのおのですね、これらの設計基準ございまして、概ね30年を見込んでございます。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。30年ということであれば、平成の時代に1回やっているってことですよね。はい、了解しました。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第23号令和4年度 漁機請1号 磯浜漁港東防波堤・ー2.0m物揚場補修工事請負契約の締結について採決をします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第14. 議案第24号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課施設整備班長（菅野祐弥君）はい、議長。それでは、議案第24号令和2年度（繰）社総交（復興）請9号 頭無西牛橋線舗装工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

資料ナンバー6、議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。頭無西牛橋線舗装工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので、提案するものであります。

特に変更のあった部分に関してご説明いたします。

初めに3、契約金額ですけれども、現設計額9,583万7,500円に対しまして、493万2,400円を増額し、1億76万9,900円に変更したもので、5.15パーセントの増となっております。

5、工事の概要、変更分につきましては、現契約、舗装工（不陸整正高）、A＝ゼロ平方メートル、表層工、A＝ゼロ平方メートル、排水構造物工一式、L＝ゼロメートル、構造物取壊、V＝ゼロ立方メートルに対しまして、変更では、舗装工（不陸整正高）、A＝464平方メートル、464平方メートルの増。表層工、A＝464平方メートルです。464平方メートルの増。排水構造物工一式、L＝77メートル、77メートルの増。構造物取壊V＝25立方メートル、25立方メートルの増となります。

工期ですけれども、令和3年12月1日から令和4年6月30日まで。

7、変更理由ですけれども、当路線の附帯施設として、震災慰霊碑に隣接する駐車場の舗装工事を追加することから、この工事に必要な項目を増加するものであります。

以上で議案第24号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

9番（岩佐孝子君）はい。慰霊碑のところですか。雨が降ると湖状態になっています。その辺の解消はしていただけるのでしょうか。

建設課施設整備班長（菅野祐弥君）はい、議長。今議員おっしゃるようになりますね、今回通過する部分に関しましては、そういった対応も含めた施工ということでご理解いただければと思います。

以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。そういうことを含めながらやっていただけるということであれば非常に、毎回ですね、あそこを通ると湖状態でありまして、安全安心を確保するっていうふうなところには程遠いものになって毎回、思っていました。そして、今慰霊碑のところはロープ張っているだけけれども、あれもそのときに一緒に全部もうとれるっていうことで解釈してよろしいのでしょうか。

建設課施設整備班長（菅野祐弥君）はい、議長。今、議員ご指摘いただいた箇所につきましても、今回の工事の中で対応していきたいと考えてございます。

以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありますか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この件につきましては何回か説明受けていたと思うんですが、素朴な疑問、今気づいた素朴な疑問なんですが、これ令和2年度の社総交の工事で、タイトルには、事業名は頭無西牛橋線舗装工事請負契約、今回は変更ということですがけれども、この頭無西牛橋線と、今回提案されている駐車場とどういう関係があるのでしょうか。

うか。

建設課施設整備班長（菅野祐弥君）はい、議長。今議員ご指摘の件に関しましては、頭無西牛橋線を社会資本整備総合交付金で事業化する段階においてですね、この周辺の整備ということで位置づけをし、お認めいただいている内容でございます。

なので、駐車場の整備に関しましては、ちょっと路線名という意味で言うとは、ちょっとそごが出てくる部分が確かにあろうかと思えますけれども、お認めいただく中での対応ということでご理解いただければと存じます。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。過去のことなんかも、お認めいただいた経緯についても記憶ないんですが、そもそもこれ、取組違うんじゃないのかなっていう素朴な疑問なんです。社総交として、財源として認められたかどうかはあると思うんですけども、事業として、その中こいつですよその中のこいつ、そしてそれを使って、こういう事業もします、こういう事業もします、こういう事業もしますということで認められた内容であって、決してこれで一体のものとしてやっているよということで認められた事業ではないのかと、そういう多分認め方は、多分議会としてもしていないのではないかというふうな疑問から確認したんですけれども、だから、これは独立してね、やれば400、500万の事業が、もしかすると地元企業で対応できるのかなというふうなことも考え合わせた疑問なんです。

しかしながら、今日は責任者がいないというようなことで、以上の疑問を確認して終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第24号令和2年度（繰）社総交（復興）請9号 頭無西牛橋線舗装工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第15. 議案第25号を議題とします。

本件について説明を求めます。

建設課施設整備班長（菅野祐弥君）はい、議長。それでは、議案第25号令和3年度（繰）交通安全補助請1号 大平牛橋線舗装工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

資料7、議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。大平牛橋線舗装工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

内容は下記のとおりとなります。

- 1、契約の目的。記載のとおり。
- 2、契約の方法。条件付一般競争入札。
- 3、契約金額。6,059万4,600円。落札率90.09パーセント。
- 4、契約の相手方。日工建設株式会社。
- 5、工事の場所。牛橋地内、別紙参照。次のページに説明図を添付してございますのでご覧ください。

こちらの説明図にはですね、位置図、そして標準横断図、工事の概要を記載しております。

工事の場所ですけれども、位置図のほうでですね、朱書きさせていただいている箇所になりますけれども、丁度いちご街道線との交差点から朝日住宅付近までの区間を施工するものとなります。

資料のほうに戻りください。

6、工事の概要。施工延長、L=814.8メートル、道路土工、舗装工、縁石工、道路付帯設備工、防護柵工、区画線工となります。

7、工期ですが、議決を受けた日の翌日から令和4年11月30日までとなっております。

以上で議案第25号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

10番（阿部 均君）はい、議長。大平牛橋の舗装工事請負契約でございますけれども、全く入札なり落札率なり、そういうような部分については、全く問題はないなという認識を持ちます。

ただですね、これ素朴な疑問でありますけれども、一般、条件付一般競争入札ということでございます。この執行の調書を見ますとですね、全く、町内の業者は全くここにはないと、名前がないと。

それで、舗装工ということで、町内業者がこれに参入するような、条件付にです。条件等も加味しなければなりませんけれども、町内業者では全くこの舗装工に参入できる業者はないのかどうか、その辺確認したいと思います。

建設課施設整備班長（菅野祐弥君）はい、議長。今回のですね、発注の工事の規模をご説明しますと、設計額で、予定価格が6,114万8,000円ということで公表し、一般競争入札に付している状況でございます。

当町においては、5,000万以上ということになると、舗装の条件を付して入札をしていただくということになっておりまして、その中で、今回私たちが条件として付しておるのは、舗装一式工事において総合評定が950点以上の者と、もしくは850点以上で1級技術者が10名以上の者ということで条件を付して入札のほうに行っているということになります。こういった規模感ですと、議員ご指摘のようにですね、ちょっと大きな規模感になってございまして、町内業者ではちょっと難しい部分があるかというふうに考えてございます。

結果、今回は町内業者ではなくてですね、ほかの業者さんたちに入札いただき、決定したということになっております。

以上です。

10番（阿部 均君）はい。今説明をいただきました。850点以上の舗装業に関するですね、そういうような条件が必要だということでもあります。当然850点以上の業者さん、町内にはそう、あまりないのかなと、ほとんどないに等しいのかなと思います。

ただ、舗装工と言いながらですね、この盛土工なりいろいろ、縁石工なり、土木的な工事もいっぱいこの中にはあるわけでありまして、舗装のみをやる業者というのが山元町にないのは重々承知しておりますけれども、これ一般の土木の業者さんではできないという認識の下に、この、こういうふうな条件を設定して入札にかけているのかどうか。その辺についてちょっと確認したいと思います。

建設課施設整備班長（菅野祐弥君）はい、議長。今回報告させていただいております工事の概要そのものにつきましては、議員お話しいただくようにですね、町内業者でもできる内容かなと思います。全体、先ほどお話ししたように、5,000万を超える規模感という中でですね、その大半を舗装工が占めるというような中になっておりますので、状況といたしましては舗装業者に発注するというルールの中で入札に付しているということでご理解いただきたいなというふうに思います。

10番（阿部 均君）はい。最後に町長にちょっとお伺いしたいんですが、いろいろな、もろもろのいろいろな条件があると、5,000万以上の大きな舗装工であるという部分、いろいろな条件がありまして、なかなかですね、町内の業者では条件を満たすような業者さんがいないというような判断の下に入札に当たっておるということでございます。

いろいろですね、入札については、いろいろなその町なり、いろいろな自治体によってですね、いろいろな条件の設定があり、いろいろな部分、入札の条件なり、いろいろ違うわけですが、これについて、町内業者ですね、やっぱりこの850点とか点数ありますけれども、実績あって初めて点数が加算されるというような、非常にこうジレンマがあるわけですが、これについて、町内のやっぱり業者を育てるためにもですね、本町に、本町として、ある一定の、条件的にですね、参入できる、やすい環境整備というのは、今後町長の立場として考える必要があると思いますけれども、その辺はどのようなお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい。今議員ご指摘のようにですね、技術的な部分も、私も専門家ではないのでどこまでというのはちょっと言えないんですが、やはり地元業者の育成も含めて、その辺はこれからもですね、考えなければいけない部分だとは思っています。

それで、今も、先ほど議員指摘したようにですね、下地の部分は、皆さん見て分かる地元業者の方でやる、舗装工だけ、その舗装の部分の技術的な、難しい部分というんですか、ランク、それでその部分を、それであと5,000万で、技術者さん10人以上とかね、そういう、今のところそういう条件でやっておりますので、地元の業者さんを育成するという意味では、仕事をしなければ点数も上がりませんので、その辺は工夫して、その工事に支障がない範囲の中で考えていかなければいけないことだというふうには思います。

ただ、限りある財源の中でやっていることもありますので、いろいろな条件を今後考えて進めていきたいというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。素朴な疑問なんですけど、これ最低制限価格とぴったりなんですけれども、その辺の説明は、町としてはどのように考えていますか。偶然こうなったんだとかということなのか。この結果についてどう思われますか、担当課として。（「偶然だったら偶然でいいんですけども。」）

建設課施設整備班長（菅野祐弥君）はい、議長。今議員ご指摘いただきました内容につきましては、実際そうですね、最低制限価格と入札額が同額ということで、私たちが承知しているところではございます。

過去にも、同額に近いような状況なんかはあったりはしてたかなというふうな認識はありますけれども、この辺に関しましては、ちょっと私たち、どのようにちょっと考えたらいいのかというお話、問いかけに関しましては、ちょっと難しい部分がございます。

適正な設定を実施しましてですね、公表し、業者のほうもその中で積算をした中で入札をされているのかなと。その中でも、過程の中で、今回たまたま一緒だったのかなというふうな認識でいるというところがございますので、その最低制限価格と同額という部分に関してはですね、担当課としても、結果としては捉えておりますが、今後どうなるかとか、そういったところについてはちょっとまだ分からない部分があるかなと考えてございます。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第25号令和3年度（繰）交通安全補助請1号 大平牛橋線舗装工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は13時20分、13時20分再開とします。

午後0時04分 休憩

---

午後1時20分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）日程第16. 議案第26号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第26号令和4年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ1億2,584万7,000円を増額し、総額を95億126万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

6ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費68万9,000円及び4款衛生費1項保健衛生費8,207万7,000円をそれぞれ増額してございます。こちらにつきましては、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症対策として、4回目のワクチン接種の体制を確保するよう指示があったことから、6月の接種開始に向けて必要となる関係経費等を計上するものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

7ページをお開き願います。

8款土木費4項住宅費につきまして、2,800万円を計上しています。こちらにつきましては、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により被災した瓦屋根の改修に要する費用の一部を補助するための所要額を計上するものでございます。財源につきましては、一部国庫補助金を見込んでおります。

8ページをお開き願います。

13款諸支出金2項災害援護資金貸付金につきましては、1,400万円を計上しております。こちらにつきましては、地震被災により生活再建の支援を必要とする方が、災害援護資金制度の活用が図られるよう、所要額を措置するものでございます。財源につきましては、全額県負担金を見込んでおります。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。

5ページにお戻り願います。

15款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、3,310万円を増額しております。こちらにつきましては、歳出でご説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種費用のうち、個別接種に係る財源として国庫負担金を計上するものでございます。

2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金5,082万7,000円につきましては、ワクチン接種票のうち集団接種に係る財源として、国庫補助金を計上するものでございます。

4目土木費国庫補助金1,400万円につきましては、歳出でご説明いたしました、地震で被災した瓦屋根の改修について、経費の2分の1が国庫補助金として見込まれるため計上するものでございます。

16款県支出金1項県負担金につきまして、1,400万円を増額しております。こちらにつきましては、災害援護資金貸付が生じた場合に見込まれる県の財源を計上するものでございます。

19款繰入金2項基金繰入金でございますが、1,400万円を増額しております。

歳入歳出差引きの結果、財源調整として、財政調整基金の取崩しを増額するものでございます。

以上が補正予算（第1号）の内容となります。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから議案第 26 号令和 4 年度山元町一般会計補正予算（第 1 号）を採決  
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 4 年第 2 回山元町議会臨時会を閉会とします。

お疲れさまでした。

午後 1 時 25 分 閉 会

---